

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合。
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に

対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

以下道内72市町等の長